

幕別町農業振興公社からのお知らせ

農地バンク(農地中間管理機構)が変わります

農地バンクとは、農地中間管理機構のことで、北海道では(公財)北海道農業公社が指定されています。

令和元年に農地中間管理事業の推進に関する法律などが一部改正され、主に以下のように変わりました。

I 農地バンクの手続きが簡素化

- ① 農地中間管理事業で賃貸借を行う場合、申請から貸出までの期間が短縮され、これまでの利用状況報告義務が廃止されるなど、受け手の手間が軽減されました。
- ② 農地利用集積円滑化団体を農地バンクと統合同体化されます。
 - ア これまで当公社が担っていた農地利用集積円滑化団体が廃止され、今後は機構が中間保有を行う農地中間管理事業に移行します。
 - イ 新規の農地中間管理事業による農地の賃貸借や貸付期間満了の際の更新時に農地バンクへ承継した場合は、農地中間管理事業実施要領の規定により新たに管理料(出し手、受け手各1%及び消費税)の支払いが発生します。
 - ウ 統合同体化以降は、農地中間管理事業での借受けの新規・更新を希望する受け手は、農地バンクに申し出て登録される必要があります。

町公社は 「円滑化団体」から「調整団体」へ

Iの②のままでは、当公社が行ってきた事業の一部も農地中間管理事業に統合されてしまいますが、国では、当公社などが実施してきた農地利用集積円滑化団体としての活動内容を考慮し、引き続きこれまでと同様の業務を行うことができる団体として認める措置を農業経営基盤強化促進法施行規則(省令)で決めました。

これにより、当公社は令和2年4月1日から「担い手農地利用調整団体」として認められ、これまで同様、農用地利用集積計画に基づく農地の権利移動や中間保有のほか、研修事業のための農地の利用権設定などを行うことができます。

II 機構集積協力金の見直し

- ① 地域集積協力金〔集積・集約化タイプ〕の要件緩和
地域の話合いにより、まとまった農地を機構に貸し付ける地域に交付されます。
 - ア 中間管理機構貸付面積(交付対象面積)のうち、1割以上が新たに担い手に集積
 - イ 一般地域:20%超の活用率、中山間地域:4%超の活用率で1万円/10a
- ② 農地整備・集約協力金の新設
担い手への集約化に応じて畦畔除去、暗渠排水等の簡易な基盤整備に係る農業者の事業負担を軽減します。

Ⅲ 新規就農者に対する交付金の対象年齢を引き上げ

- ① 農業次世代人材投資事業交付金の対象年齢が 45 歳未満から 50 歳未満に引き上げられます。
- ② 親元就農の場合に、5 年以内の農地取得義務を緩和し、農地の利用権の設定だけでも対象になります。

Ⅳ その他

- ① 複数市町村で農業を営む農業者の場合は、市町村に代わって北海道又は国が農業経営改善計画の認定の手続きをします。
- ② 農地所有適格法人の役員の農業常時従事要件が緩和されました。
- ③ 地域において農用地利用改善団体を整備し、農用地利用規程を設けた場合における譲渡所得 2,000 万円控除が新設されました。
- ④ 農地の転用許可基準を、農地の集積に支障がある場合について見直されました。

譲渡所得の特別控除の新設

国は、新たに担い手の確保を目的に、特定の要件のもとに農地を売却した場合に、譲渡所得を 2,000 万円まで特別控除するしくみを創設しました。

- ① 適用要件
 - ア 地権者の組織する団体（農用地利用改善団体）による農用地利用規程が必要です。
 - イ さらに、地権者の 2/3 以上の同意が必要です。
 - ウ 利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地バンクに限定します。
 - エ 農用地利用規程に基づき、地域内の農地を農地バンクに譲渡した場合のみ特別控除の対象となります。
- ② その他、農地転用の制限や当該規程に記載された以外の者への権利の移動・設定の制限などがあります（違反した場合は、当該農地の所有者に過料）。

「農地中間管理事業」の借受希望申し出について

農地中間管理事業とは、農地バンクが農地を貸したい農業者（出し手）から長期に借り入れ、規模拡大や新規参入を希望する担い手（受け手）へ農用地の集積・集約化を進める事業です。

- ① 借受希望申出書の提出期間は随時です。
- ② 借受希望申出書が提出されていない場合や申出の有効期限が切れてしまった場合は、貸付地が出されたとしても、借り受けを希望することはできませんのでご注意ください。
- ③ 借受希望の有効期限は、申し出から 5 年間です。なお、期間満了前には、幕別町農業振興公社から更新のお知らせをいたします。
- ④ 申し出の内容については、北海道農地中間管理機構ホームページ等での公表に同意していただきます。

ご不明な点などは、下記までお問い合わせください。

◆公益財団法人幕別町農業振興公社 電話 57-2711 FAX 57-2716